

パートナーシップ構築宣言

T Mプロサービス株式会社は、建設・設備工事業、サービス業、小売業等の事業を営む中小企業として、サプライチェーン全体での共存共栄を図り、取引先の皆様と対等で持続可能な関係を構築するため、以下のとおりパートナーシップ構築宣言を行います。

1. サプライチェーン全体での共存共栄

当社は、個人事業主や小規模事業者を含む取引先を、単なる委託先ではなく、事業を共に支える重要なパートナーと位置づけます。

直接の取引先に限らず、その先に広がるサプライチェーン全体の安定と持続性を意識し、長期的な信頼関係の構築に努めます。

また、業務の円滑化、安全確保、生産性向上の観点から、必要に応じて情報共有や業務改善に取り組み、相互に成長できる関係づくりを目指します。

2. 望ましい取引慣行の遵守

当社は、公正かつ透明性の高い取引を実現するため、以下の方針を遵守します。

(1) 振興基準の遵守

当社は、委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行を定めた下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、取適法適用対象取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという趣旨を踏まえ、公正・誠実な取引関係の構築に努めます。

(2) 価格決定方法

当社は、不合理な原価低減要請を行いません。

取引対価の決定に当たっては、取引先と定期的に協議を行うとともに、取引先から価格協議の申し出があった場合には誠実に対応し、十分な協議を行ったうえで決定します。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨を尊重し、労務費、原材料費、資材費、燃料費およびエネルギーコスト等の上昇について、取引先との十分な協議を行い、適切な価格転嫁に取り組みます。

特に、原材料費やエネルギーコストの高騰が生じた場合には、合理的な根拠に基づき協議を行い、コスト上昇分を適切に反映できるよう努めます。

なお、取引対価の決定を含む契約に当たっては、契約条件を書面または電磁的方法により明示し、適切な交付を行います。

(3) 働き方改革等に伴うしわ寄せの防止

当社は、取引先が働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

工期の変更、追加作業の発生その他取引条件に影響を与える事項が生じた場合には、取引先と十分に協議し、一方的な負担を求めません。

また、災害、感染症の拡大その他の緊急事態においても、取引先に一方的な負担を押し付けることなく、相互の事業継続に配慮した対応に努めます。

事業再開時等においては、可能な限り取引関係の維持・継続に配慮し、サプライチェーン全体の安定確保に努めます。

(4) 支払条件等

当社は、支払条件について取引先の資金繰りや事業継続への影響に十分配慮し、契約で定めた支払期日を遵守、不当な支払遅延を行いません。

また、取引条件を一方的に決定または変更することは行わず、取引先との相互理解に基づく適正な取引の実現に努めます。

3. 宣言の実行と見直し

当社は、本宣言の内容を社内で共有し、日常業務において継続的に実践します。

また、事業環境や社会情勢の変化、法令改正等に応じて、本宣言の内容について適宜見直しを行います。

当社は、本パートナーシップ構築宣言に基づき、取引先の皆様とともに持続的な事業の発展と地域経済への貢献を目指します。

2026 年 8 月 1 日

TMプロサービス株式会社

代表取締役社長 枝光 佐和子